

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 全項目評価書(案)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊橋市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊橋市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び健康の増進を図るため、予防接種法に基づく定期予防接種を実施し、免疫保有率の向上に努める。 また、新型インフルエンザ等感染症のまん延予防の緊急の必要性があるときには、臨時接種または新臨時接種を行う。 予防接種の実施にあたっては、対象者の抽出、接種データの登録・管理及び実費徴収の有無等に関する事務を行い、特定個人情報については、番号法別表第一・項番10又は93の2の規定により、以下の事務において取り扱う。 ○予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する事務 ○予防接種法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 ○予防接種法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ○予防接種法第15条第1項(健康被害の救済措置)の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ○予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務 ○新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、新型インフル特措法という)第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種に関する事務 ○新型インフル特措法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務 ○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・VRSへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	保健衛生システム
②システムの機能	・対象者抽出機能: 予防接種対象者及び未接種者を抽出する。 ・予防接種入力機能: 個人の予防接種の情報を入力する。 ・予防接種情報取込: 予防接種のパンチデータを取り込む。 ・予防接種照会: 個人、ワクチンごと、全接種などの履歴を照会する。 ・予診票出力: 予診票やクーポン券を印刷する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (福祉システム、国保年金システム、後期高齢システム ※国保年金システムと後期高齢システムからの情報は、予防接種事務では) 使用しない
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 既存業務システムから本市住民基本台帳に記録されている者の(以下「住登者」という)データ、住登外者データを受領し、番号連携サーバー内統合宛名データベースに反映を行う。 2. 統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3. 符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は既存住民基本台帳システムへ送信する。 4. 情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 5. 情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー、保健衛生システム、福祉システム、国保年金システム、東三 河広域連合介護保険システム

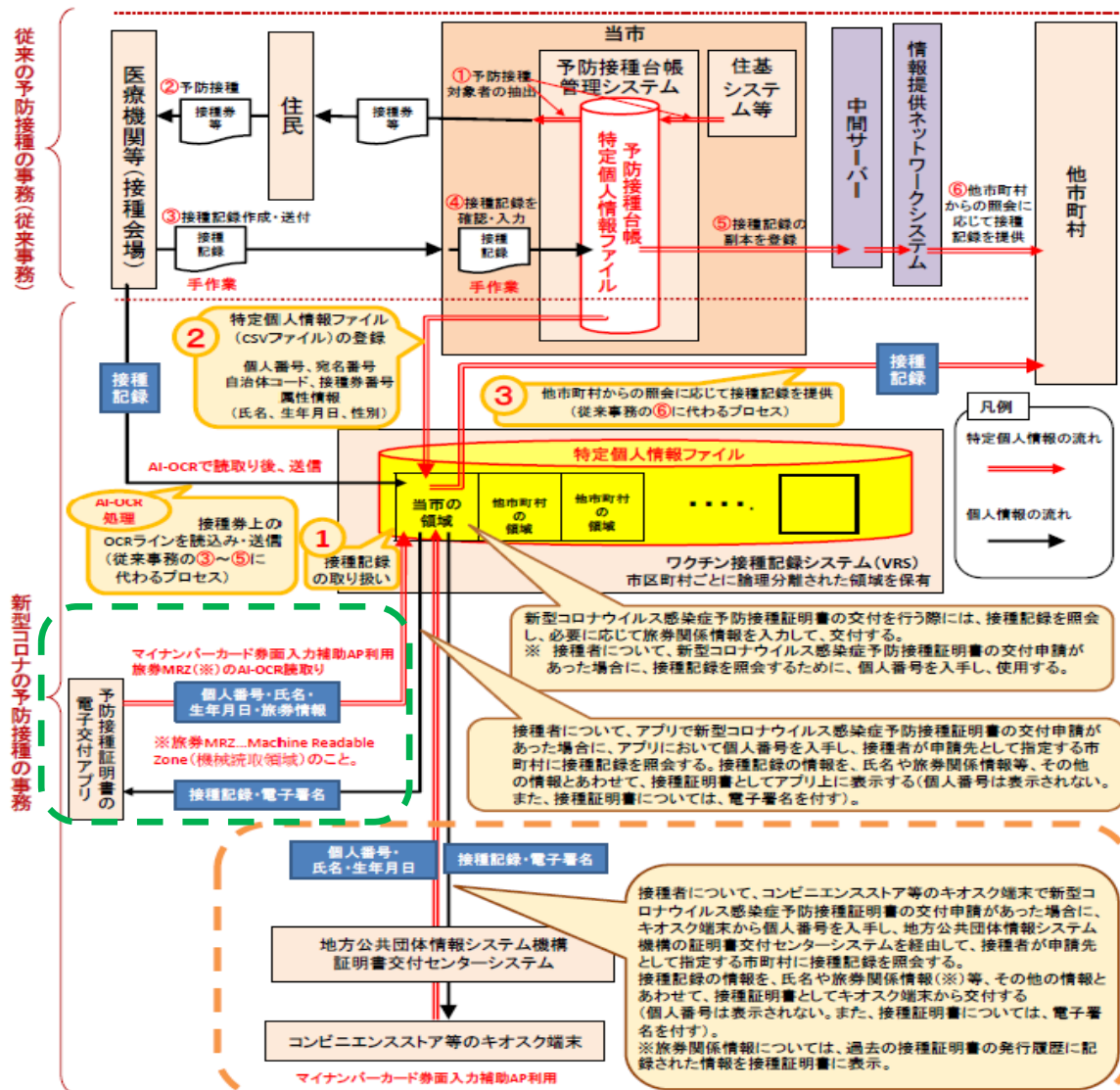
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能。 9. 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(以下「VRS」という。)
②システムの機能	・VRSへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・予防接種の対象者及び接種履歴を把握し、適正な管理・接種勧奨を行うため。 ・対象者の課税状況により、実費徴収の有無の判定を行うため。 ・健康被害が発生した場合に、給付の支給の請求や権利に係る事実についての審査又はその請求等に応答するため
②実現が期待されるメリット	・予防接種の対象者であることの確認及び接種履歴の管理により、未接種者勧奨が可能となり、接種率の向上につながる。 ・転出入時等における効率的な事務が可能となる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番10、93の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるVRSを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二における情報照会の根拠: 16の2、17、18、19、115の2 別表第二における情報提供の根拠: 16の2、16の3、115の2
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部健康政策課 健康部感染症対策室
②所属長の役職名	健康政策課長 感染症対策室長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

従来の予防接種事務では、①～④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。③～④は手作業の場合もあり、予防接種台帳に接種記録が反映されるまで2～3か月を要し、逐次把握が困難。そのため、新型コロナの予防接種事務では、② → AI-OCR処理 → ③ の作業を行うことで、接種記録の逐次把握を実現する。

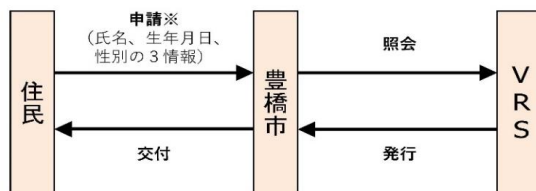
また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、交付する。



従前の評価書に記載している事務の内容
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の内容 (追加)

予防接種に関する事務概要 補足

○新型コロナワクチン接種証明書 (紙) の交付の流れ



※特定個人情報は含まない

○国・県への報告の流れ (新型コロナワクチン除く)



※個人が特定されるような報告は行わない

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
その必要性	予防接種の対象者を把握し、被接種者の接種情報を適正に管理するため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先及びその他住民票関係情報: ①予診票を発送する際、正確な住所、連絡先が必要なため。 ②年齢要件によって異なる予防接種の接種可否の判断のため。 ③送付物が返戻された場合等の本人への連絡のため。 ④死亡転出等を把握し、接種対象者からの除外や送付物の抜き取り作業をするため。 ・業務関係情報: 接種費用にかかる実費徴収の有無の判定及び接種情報を適正に管理するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	豊橋市保健所 健康政策課、感染症対策室

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、市民税課、障害福祉課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ VRS（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）、 ） コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム
③入手の時期・頻度	・住民基本情報は日次、税情報は月次、障害者データは年2回 ・転入者の予防接種記録や実費の徴収について照会が必要なとき ・予防接種健康被害救済申請の都度 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から転出者の本市での接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度
④入手に係る妥当性	・庁内連携システムを利用して入手する住民基本情報や障害者情報については、法令等に基づく接種対象者であることの確認、税情報については、接種費用にかかる実費徴収の有無の判定を行うものである。 ・予防接種記録については、接種対象者が接種時の年齢、月齢に応じたスケジュールにより接種することが求められており、市町村が適切な勧奨を行うにあたり、新たに転入してきた者の転入前の接種記録を把握することは必要である。 ・情報提供ネットワークを利用して入手する地方税情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要がある、実費徴収の有無について確認を行うものである。（本人の同意を得られた場合のみ） ・予防接種健康被害救済請求にかかる情報の入手は、本人等からの申請によるものである。（個人番号は請求書により入手） <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。（番号法第19条第16号） ・当市からの転出者について、他市区町村へ転出先市区町村での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。（番号法第19条第16号） ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。
⑤本人への明示	・本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 ・住民基本情報の入手については、番号法及び予防接種施行規則により明示されている。 なお、H28年12月14日付け厚生労働省事務連絡において、「予防接種記録については、本人の同意なく、市町村が他の市町村に提供できることとされており、市町村間での情報連携にあたって、その都度本人の同意を取得することは必須であるとは考えていない」とされている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。
⑥使用目的 ※	予防接種の実施にあたり、本人の資格確認（住所、年齢等）や、実費徴収の有無を適正かつ公平に決定する。 また、接種記録の保管・管理を行い、未接種者に対する接種勧奨を実施する。
変更の妥当性	

⑦使用の主体	使用部署 ※	健康部健康政策課、感染症対策室
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		①対象者の資格(住所、年齢)確認 本人等からの申請及び医療機関からの接種記録について、住民基本情報をもとに対象者であることを確認する。 ②接種記録の保管・管理 予防接種システムに医療機関や本人等からの接種情報を登録し、保管・管理を行う。 ③接種費用にかかる実費徴収の有無の確認 本人等の申請に基づき、地方税関係情報を確認し、実費徴収の有無を確認する。 ④未接種者への接種勧奨 接種記録をもとに、対象年齢の間に接種するよう勧奨ハガキを送る。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入者について、転出元へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・転出者について、転出先へ接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合 ※	・窓口業務において、本人確認書類に個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う ・住民記録システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転出先市区町村へ転出者の本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。
	情報の統計分析 ※	個人を特定する統計は行わない。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	予防接種費用にかかる実費徴収の有無の決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 2) 委託しない ☐ 2) 件
委託事項1		保健衛生システムの運用保守及び制度改正に伴う改修業務
①委託内容		保健衛生システムの運用支援・保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☐ 1) 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上 ☐ 1) 1万人未満 ☐ 2) 1万人以上10万人未満 ☐ 3) 10万人以上100万人未満 ☐ 4) 100万人以上1,000万人未満 ☐ 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	システムの安定稼働のため、高度で専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (システムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		豊橋市情報公開条例(平成8年豊橋市条例第2号)に基づく開示請求で確認できる。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない ☐ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	特別な理由がある場合には、事前に書面による本市の承諾を得ることを条件に再委託を認めている。本市では再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑨再委託事項	運用支援業務

委託事項2～5	
委託事項2	VRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容	VRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※ 予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
その妥当性 VRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの [○] その他 (電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 電子交付機能))
⑤委託先名の確認方法	下記⑥委託先名参照
⑥委託先名	株式会社ミラボ
再委託 ⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている () 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	都道府県知事または市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二 16の2、16の3、115の2 番号法第19条第16号
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	予防接種の実施に関する情報 市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 (VRS)
⑦時期・頻度	情報提供依頼があったとき 転入者について、転出元市区町村への接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		<本市における措置> ・データセンターにて特定個人情報を保管しており、監視設備としてセキュリティゲートにて監視カメラを設置し、入退館管理を24時間有人監視している。 ・建物内のうち、さらにサーバー室の出入口を限定し、入退室管理を行っている部屋に設置されたサーバー内に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <VRSにおける追加措置> VRSは、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下の通りのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。											
	②保管期間 期間 その妥当性	<選択肢> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> [定められていない] 予防接種法施行令第6条の2で5年間保存しなければならないとされているが、予防接種は5年以上の接種期間中に同じワクチンを複数回接種するものもあり、残りの接種回数等、正確な接種状況の把握のため、5年経過後も保管する必要がある。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法		<本市における措置> 予防接種法で定められている5年を過ぎたデータについては、本市の判断において削除を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <VRSにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、VRSを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。											
7. 備考													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<宛名>

- ・整理番号 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別 ・氏名 ・世帯番号 ・続柄 ・町名称 ・番地 ・枝番 ・郵便番号 ・住所 ・方書 ・電話番号
- ・行政区 ・課税区分 ・国籍 ・中国残留孤児 ・障害者区分 ・取消区分 ・住民となった日 ・住民でなくなった日 ・最新異動 ・最新異動年月日
- ・個人番号※システム内部で宛名情報と紐づいて保持

<予防接種>

- ・事業番号 ・期・回数区分 ・予防枝番 ・年度事業 ・予定連番 ・受診日 ・会場その他 ・受診種別 ・登録日 ・負担金区分
- ・接種医療機関番号 ・接種医療機関その他 ・小学校区分 ・中学校区分 ・接種区分 ・Lot番号 ・接種量 ・ツ反結果区分
- ・反応状態区分 ・長径 ・印刷区分 ・印刷日 ・予診医医療機関番号 ・予診医番号 ・接種医医療機関番号 ・接種医番号 ・ワクチン
- メーカー名コード ・備考 ・勤奨日 ・勤奨内容 ・抗体検査判定結果 ・抗体検査番号 ・抗体検査方法 ・抗体価 ・抗体価単位
- ・抗体価単位その他

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種を委託している実施医療機関の受付において、身分証明書等の提示による本人確認を実施するよう、豊橋市予防接種実施要領等で定めている。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを取り込む。 ・個人番号の管理画面以外の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、「豊橋市情報セキュリティポリシー」に準ずる。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、VRSを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみを(VRS)を通じて入手する。 ④③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・移転を受ける情報は、予防接種対象者及び履歴を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。 ＜VRS等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	目的を越えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、システムを利用する必要がある職員に対して個人ごとにID・パスワードを設定し、アクセスログを取得することで、定期的に点検することを可能とする。 <VRSにおける追加措置> VRSのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種を委託している実施医療機関の受付において、身分証明書等の提示による本人確認を実施するよう、豊橋市予防接種実施要領等で定めている。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行っている。 <VRSにおける追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、真正性は担保されている。 ・窓口で個人番号カードの提示を求め、個人番号の真正性を確認する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、限られた担当者のみ行い、入力内容に誤りの無いよう十分注意して行う。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「豊橋市情報セキュリティポリシー」に準ずる。 <VRSにおける追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・専用のネットワーク回線を利用することで、外部への漏えいリスクを低減している。 ・提出された予診票については、全件数を確認し、施錠された部屋に保管している。 ＜VRSにおける追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜VRSにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から予防接種情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	他業務からアクセスされる、予防接種情報と特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。 <VRSにおける追加措置> 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でVRSに接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	◎保健衛生システム、VRS、電子申請機能のいずれかのシステムが入った端末にはすべて生体認証機能が付いており、権限を付与された職員のみが端末の起動を行うことができる。 ・保健衛生システムを利用する必要がある職員、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。 <VRSにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・VRSにおける特定個人情報へのアクセスは、個人番号利用事務系端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・個人番号利用事務系端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・VRSにおけるログイン認証は、ユーザーID・パスワードにて行う。 ・VRSへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員ごとに、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限している。 ・保健衛生システムへのユーザーIDごとのアクセス権限は、保健所(ほいっぶ内)にて管理を行い、登録／変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、保健所(ほいっぶ内)職員が不要となったIDや権限を変更または削除し、アクセス権限の失効管理を適切に行っている。 <VRSにおける追加措置> VRSへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理しており、保健衛生システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、保健所(ほいっぷ内)職員が管理を行っている。 ・ユーザーIDやアクセス権限については、保健所(ほいっぷ内)が定期的に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 <VRSにおける追加措置> VRSへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・保健衛生システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している。) ・監査証跡として、使用した職員と使用した端末、日時、使用の目的と事務、照会した個人の特定等を記録している。 ・自動実行等による処理(副本データの作成や連携等)についても、同様に監査証跡の記録を行っている。 ・監査証跡は7年間保存し、連携失敗等のエラー発生時の原因調査・特定で必要になることもあるため、削除については本市の判断において行う。 ※7年の根拠: 電子計算機使用詐欺(刑法大246条の2)の罰則の公訴時効が7年と規定されているため。 <VRSにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・他市区町村や行政機関において住民等の情報を事務外の目的で閲覧したり、漏えい事故を起こしたケースについての新聞記事等を職場で共有し注意喚起を行っている。 ・個人や他市区町村、関係機関からの問合せへの対応方法を共有し、注意喚起を行っている。 ・アクセスログを管理していることを周知し、事務外利用を抑止している。 ・新規任用者には個人情報の取扱いについての研修に参加させ、事務外利用の禁止を徹底している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・事務端末には特定個人情報ファイルが複製されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータはデータセンター内のサーバ内に管理し、権限を持った者のみアクセスを許可している。 ・システム操作からデータが持出しできないよう制御している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをVRSへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②VRSからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託先の社会的信用と能力を確認して選定する(業務実績、プライバシーマークの取得状況、ISMSの認証取得等)。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 ・個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置について確認する。 ・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、VRS(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・個人情報保護に関する誓約書を従事する者から委託業者に対して提出させ、受領報告書、受託者(法人格)の誓約書及び「個人情報保護管理者届及び委託業務場所届」を提出するよう指示している。 ・受領報告書により誓約書の提出が確認されたものに対してのみ、システム操作の権限を与えている。 ・再委託業者も委託業者と同様に個人情報保護に関する誓約書を従事する者から再委託先に提出させ、受領報告書及び再委託先(法人格)の誓約書を受託者に提出するよう指示している。 ・受託者に対して再委託先から受領した書類の写しを市に提出させている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託側において利用するユーザーIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・本市の指示または書面による承諾がある場合を除き、業務に関して知りえた個人情報を契約の目的以外の目的のために提供してはならないと定めている。 ・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託業者は、本市より個人情報が記録された資料の提供を受ける場合は、本市にその個人情報の内容、媒体及び数量を記載した書類を提出する。 ・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託業者は、業務完了後直ちに本市へ個人情報を返還する。また、本市に必要な場合は、業務完了時以外でも個人情報の返還を求められる。 ・委託業者は、本市へ返還する特定個人情報以外は業務完了後直ちに廃棄又は消去する。その際に、書面による報告を求めることとする。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない

	規定の内容	・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること ・特定個人情報を第三者に提供しないこと ・利用するユーザIDを権限のない第三者に貸与しないこと ・利用するユーザIDを権限のない第三者に利用されないよう定期的にパスワードを変更すること ・個人情報の確認状況を随時委託先の視察、監査又は必要な報告を求めることができること ・個人情報の改ざん、盗用等の防止について措置を講じること ・個人情報の適切な管理（運搬方法、保管場所）のために必要な措置を講じること ・本市の書面による承諾がある場合を除き、個人情報資料の複写、複製しないこと ・個人情報の適正な取扱いについて、従事者に対し監督及び教育を行うこと
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・原則再委託は禁止している。 ・再委託を認める場合は、委託業者と再委託業者の間で、個人情報の取り扱いについて定めた個人情報取扱特記事項を準用することとする。 ・再委託業者も委託業者と同様に個人情報保護に関する誓約書及び従事者から再委託業者に提出された誓約書の受領報告書を受託者に提出させている。 受託者に対して再委託先から受領した書類の写しを市に提出させている。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<VRSにおける追加措置> VRSでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、VRSを用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをVRSを用いて提供する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<VRSにおける追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが電文を受ける市区町村で該当者がいない場合は個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<VRSにおける追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末（個人番号利用事務系端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市町村へ個人番号を提供する場面に限定している。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、職員の操作ログ、時刻等の内容が記録されるため、不適切な端末の操作や情報の入手を抑止する。 ＜団体内統合宛名システムの運用における措置＞ 団体内統合宛名システムの職員権限を、人事異動や権限変更が生じた際には早急に反映することで、権限のない職員の情報の入手を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムのソフトウェアにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムは自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜本市における措置＞ ・保健衛生システムと情報提供ネットワークシステムとは定められたネットワークを利用し、外部からの不正アクセスができない仕組みとする。(インターネットとは切り離されて管理されている) ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜本市における措置＞ ・保健衛生システムと情報提供ネットワークシステムとは定められたネットワークを利用し、外部からの不正アクセスができない仕組みとする。(インターネットとは切り離されて管理されている) ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜本市における措置＞ ・連携システムの十分な検証を実施し、正確に提供・移転が行われるようにする。 ・連携システムには、あらかじめ許可された提供・移転先のみ接続されており、誤った相手に情報の提供・移転が行われないことをシステム上で担保する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<本市における措置> ・データセンターにて特定個人情報を保管しており、監視設備としてセキュリティゲートにて監視カメラを設置し、入退館管理を24時間有人監視している。 ・建物内のうち、さらにサーバー室の出入口を限定し、入退室管理を行っている部屋に設置されたサーバ内に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <VRSにおける措置> VRSは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容		<本市における措置> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <VRSにおける措置> VRSは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・個人番号利用事務系端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付> ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、日次処理で保健衛生システムにも最新の特定個人情報が反映される仕組みを構築している。 ・本市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに従い、情報提供NWSを使用した記録は7年間で削除する。 ・例外として、連携不備の懸念があった場合は、原因調査・特定のため、保管期間を延長する。 ・特定個人情報の削除時には、削除後データに過不足のないように、削除記録を残す。 ・磁気ディスクの廃棄時は、豊橋市特定個人情報等の取扱いに関する管理要綱に基づき、保護管理者の許可を得て、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、復元不可能な方法により削除又は廃棄を行う。 また、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<本市における措置> ・定期的(年に1回以上)に、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることを所属内において自己点検を実施し、運用状況を確認することとする。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧:内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な内容	<本市における措置> ・内部監査 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善することとする。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧:内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な方法	<本市における措置> ・所属内において、新任職員向けに情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育および研修を実施する。 ・他都市等で発生した情報セキュリティ事故などの記事を所属内で随時回覧等することにより、個人情報保護に関する職員の意識を高める。 ・職員は、本市情報セキュリティポリシーに基づき実施している情報セキュリティ研修に定期的に出席し、個人情報保護に関する意識を高め、個人情報の適切な取扱いを行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧:内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧:内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	豊橋市総務部行政課 じょうほうひろば 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 電話:0532-51-2037 FAX:0532-51-0789
②請求方法	豊橋市個人情報保護条例における開示・訂正・利用停止請求の各手続きに即した書類及び本人確認書類等を提出してもらう。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: ただし、「写しの交付」の場合には規則に定める額を徴収する。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	豊橋市保健所健康政策課、感染症対策室 豊橋市中野町字中原100番地 電話0532-39-9118 FAX0532-38-0780
②対応方法	電話による問い合わせについては、 ①対象者の連絡先として登録のある電話番号からの電話であること ②①の電話番号へ折り返して対応するなど慎重な対応を心掛けている

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	豊橋市パブリックコメント手続要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、広報紙に公表している旨の記事を掲載し、市ホームページ及び市内公共施設にて閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和4年6月20日(月)～令和4年7月22日(金)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年10月13日
②方法	第24回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

[illegible]